

東海市公告第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定に基づき、令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のように市内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

令和6年3月27日

東海市長 花田勝重

1 縦覧場所

東海市中心一丁目1番地

東海市役所総務部税務課（1階）

2 縦覧期間

令和6年4月1日（月）から同月30日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで